

熊本県雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、熊本県（以下「甲」という。）及び熊本県教育委員会（以下「乙」という。）と厚生労働省熊本労働局（以下「丙」という。）が地方創生を推進するための政策課題を共有し、求職者の就職促進と企業の人材確保支援等について、それぞれの施策を密接な関連の下に円滑かつ効果的・一体的に実施することにより、県経済の持続的発展と県民のくらしの向上を図ることを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 甲及び乙と丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる施策について具体的な実施方法及び数値目標を事業計画として定め、協力して取り組むものとする。

- (1) 雇用情勢等求人・求職に関する各種情報の共有
- (2) 県内求職者の就職支援
- (3) 誘致企業等県内事業主の人材確保支援
- (4) 新規学卒者等の県内就職の促進
- (5) 県外在住者のU I Jターン就職の促進
- (6) 県の産業施策と連携した産業人材の育成・確保及び職場定着支援
- (7) 誰もが働きやすい労働環境の整備

(運営協議会等の設置)

第3条 前条の事業計画の策定並びに事業の実施状況及び数値目標の達成状況の検証を行うため、甲及び乙と丙で組織する運営協議会を設置する。
2 前項の規定による運営協議会の設置については、別に定めるものとする。
この場合において、必要に応じ、運営協議会の下部組織として、事業内容の詳細を検討するため、作業部会等を設置する。

(要請等)

第4条 甲及び乙と丙は、この協定に基づきそれぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。
2 甲及び乙と丙は、前項の要請に対して誠実かつ迅速に対応するものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づき取り組む施策の推進に関し、甲及び乙と丙が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られたときは、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙と丙は誠意を持って協議して定めるものとする。
2 この協定の締結権者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年1月28日

熊本県

代表者 熊本県知事

浦島郁夫

熊本県教育委員会

代表者 熊本県教育長

田崎龍一

厚生労働省熊本労働局

代表者 熊本労働局長

一瀬壽幸

令和5年度

熊本県雇用対策協定に基づく
実施計画

熊 本 県
熊本県教育委員会
熊 本 労 働 局

(令和5年3月)

第1 趣 旨	1
第2 協定に基づく令和5年度の主な雇用施策	
1 雇用情勢等求人・求職に関する各種情報の共有	2
2 県内求職者の就労支援	
(1) 一体的実施事業とくまジョブの効果的な運営	3
(2) ジョブカフェくまもと、熊本県地域無料就労相談窓口（ジョブカフェ・ ブランチ）の効果的な運営	3
(3) 高齢者の就労支援	4
(4) 障がい者等の就労支援	5
(5) 難病患者・がん患者等の就労支援	6
(6) 生活困窮者等の就労支援	6
3 誘致企業等県内事業主の人材確保支援	
(1) 誘致企業の人材確保等に対する一体的な支援	7
(2) 県内企業・事業主における人材確保・職場定着に向けた支援	8
4 新規学卒者等の県内就職の促進	
(1) 新規学卒者等の県内就職促進	8
(2) 若年無業者等の県内就職促進・職場定着支援	10
5 県外在住者のU I J ターン就職の促進	10
6 県の産業施策と連携した産業人材の育成・確保、職場定着支援	
(1) 地域・社会や企業のニーズに応じた産業人材の育成・確保	11
(2) 人手不足が深刻になっている産業・分野における人材育成・確保	12
(3) 障がい者の職業能力開発、マッチング及び職場定着支援	15
(4) 県内企業との連携等も含めたキャリア教育の推進	15
7 誰もが働きやすい労働環境の整備	
(1) 働き方改革の推進などによる誰もが働きやすい労働環境の整備	16
(2) 不本意非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善及び正社員就職の推進	17
(3) 女性の活躍推進に向けたキャリアアップや労働環境整備の支援	18
(4) 高齢者、障がい者及び外国人等の活躍促進に向けた労働環境整備の 支援	19
8 コロナ禍における雇用機会の確保、雇用維持及び多様な働き方に向けた 支援	21

第1 趣 旨

熊本県（以下「県」という。）、熊本県教育委員会（以下「県教委」という。）と熊本労働局（以下「労働局」という。）は、全国ネットワークで職業紹介や雇用対策などを行う労働局と、地域の実情に応じた労働政策や産業政策を行う県、将来を担う人材を育てる県教委が、それぞれの役割や強みを活かして、密接な連携のもと、効果的・一体的に施策を実施することにより、県経済の発展と県民の暮らしの向上を図るため、平成28年1月28日に「熊本県雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、労働局と県、県教委の相互協力関係をさらに深め、それぞれの施策を実施していくことにより、県・県教委では、令和3年3月に策定した「新しいくまもと創造に向けた基本方針」等の取組を、労働局においては県内事業所や求職者の雇用対策、働き方改革、女性の活躍推進などに向けた取組を、それぞれ今後、加速させていくこととする。

また、コロナ禍における雇用維持、雇用機会の確保及び多様な働き方への支援など相互に連携し推進していくこととする。

なお、協定において、「それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができ、要請に対しては誠実かつ迅速に対応するものとする。」としており、要請があった場合は、互いにその要請に対して誠実かつ迅速に対応するよう努めるものとする。

第2 協定に基づく令和5年度の主な雇用施策

1 雇用情勢等求人・求職に関する各種情報の共有

県、県教委における施策・事業の企画・検討及び検証に当たり、労働局は雇用情勢等求人・求職に関する各種の必要な情報を提供し、情報を共有する。

また、それぞれの機関の事業の広報について、必要に応じ、連携して実施する。

《労働局が実施する業務》

- ・政策課題に応じた地域、産業、職業、年齢、資格別データを提供する。【職業安定課】（以下【安定課】という。）
- ・雇用関係助成金の活用を通じ事業主に対する支援を行う。【職業対策課】（以下【対策課】という。）
- ・求職情報（希望職種、希望地域、学歴、U I J ターン、訓練受講歴、希望賃金、高齢、障害、性別など）を提供する。【安定課】
- ・求人情報（常用、パート、U I J ターン、定年制、宿舍・託児施設、育児・介護休業実績、退職金、週休二日制、雇用形態）を提供する。【安定課】
- ・雇用保険情報（適用事業所及び資格取得・喪失関係情報の産業別、地域別、事業主都合離職者、年齢別などの離職・就職・給付データ）を提供する。【安定課】
- ・県内私立学校（中学校、高等学校、専修学校、各種学校）、県立高校・特別支援学校の県内就職促進に関して助言する。【訓練課】
- ・中途採用者採用時賃金情報（地域別、産業別、職業別、常用）を提供する。【安定課】
- ・マッチング業務のうち、特に中核的な業務の成果を測定する指標として、例年3月末に厚生労働本省から示される目標値をもとに、就職件数（一般）及び充足数（一般）の数値目標を設定する。【安定課】

《県・県教委が実施する業務》

- ・県内における労働・産業人材育成関係施策を推進するために各種データや統計情報を活用し、各種施策推進のために必要な検討、検証を行う。【労働雇用創生課】
- ・県内私立高等学校、専修学校及び各種学校の卒業生の県内就職を促進するために、関係機関の通知等を活用し、必要に応じて助言を行う。【私学振興課】
- ・新規高卒者・新規特別支援学校高等部卒業生の県内就職を促進するために、各種統計やデータを活用し、各種県内就職推進施策の検討、検証を行う。【高校教育課、特別支援教育課】
- ・過年度高卒者・過年度特別支援学校高等部卒業生の離職者について、各種統計やデータを活用し、各種就職支援策の検討、検証を行う。【高校教育課、特別支援教育課】

【目 標】

- ◇（労働局）ハローワークによる就職件数（一般）：（参考値）23,785 件/年
- ◇（労働局）ハローワークによる充足数（一般）：（参考値）23,093 件/年

2 県内求職者の就労支援

(1) 一体的実施事業とくまジョブの効果的な運営

県と労働局は、「くまジョブ」において、ハローワークによる職業紹介業務と、県による就労支援業務を一体的に実施し、求職者に対する就労関連サービスをワンストップで提供する。

《労働局が実施する業務》

- ・「くまジョブ」（一体的実施事業施設）において目標数値を定め運営する（別途「熊本県と熊本労働局による一体的実施事業運営計画」を策定する。）。【安定課】
- ・県と連携し、女性・中高年齢者等を対象とした支援だけでなく、一般求職者（若年者層及び就職氷河期世代に対する就職支援業務を含む）についても積極的に就職支援を行っていく。【安定課】

《県・県教委が実施する業務》

- ・「くまジョブ」（一体的実施事業施設）において、労働相談、生活相談及びキャリア・カウンセリングを実施し、求職者に対して一連の就労支援関連サービスをワンストップで提供する。【労働雇用創生課】
- ・労働局と連携し、女性・中高年齢者等を対象とした再就職支援業務（若年層及び就職氷河期を含む）を実施する。【労働雇用創生課】

【目 標】

◇（合同）一体的実施事業施設における目標数値：

労働局	県
利用者数：25,000人	労働相談件数：1,200件
就職件数：900件	キャリア・カウンセリング利用者数：1,000人
新規求職者に占める女性・中高年齢者の割合：80%	
就職率：熊本県就職率以上（参考値）32.9%%	生活相談利用者数：65人
労働局から県への誘導 300人	県から労働局への誘導 300人

(2) ジョブカフェくまもと、熊本県地域無料就労相談窓口（ジョブカフェ・ブランチ）の効果的な運営

県と労働局は、「ジョブカフェくまもと」及び「ジョブカフェ・ブランチ」とハローワーク、ヤングハローワークが連携・協力して、若者等をはじめとする求職者に対し、就労支援を行う。

《労働局が実施する業務》

- ・ハローワーク及びヤングハローワークと「ジョブカフェくまもと」及び「熊本県地域無料就労相談（ジョブカフェ・ブランチ）」との連携強化による効果的な就労を支援する。【安定課・訓練課】

≪ 県・県教委が実施する業務 ≫

- ・「ジョブカフェくまもと」及び「熊本県地域無料就労相談窓口（ジョブカフェ・ランチ）」において、若者等をはじめとする求職者に対し、カウンセリングやマッチング支援を行うとともに、ジョブカフェ・ランチにおいては、「しごと開拓員」により求人開拓を行い就労を支援する。【労働雇用創生課】

(3) 高齢者の就労支援

県と労働局は、熊本県生涯現役促進地域連携協議会等を通じて、連携・協力して高齢者の就労支援を行う。

≪ 労働局が実施する業務 ≫

- ・高齢者の職業相談や職業紹介、求人開拓等を円滑に進めるため、求職者情報や求人情報を提供する。【安定課・対策課】
- ・募集・採用に係る年齢制限禁止の取組を推進する。【安定課】
- ・高齢者の希望や能力に合う多様な就労形態を検討・推進するための情報の提供や連絡調整、協議を行う。【安定課・対策課】
- ・「生涯現役社会」の実現に向け 55 歳以上の高年齢求職者の支援を促進する。（生涯現役支援窓口での支援（概ね 60 歳以上を対象）、高年齢者雇用確保措置の指導、セミナーの実施、高年齢者雇用アドバイザーや 70 歳雇用推進プランナー制度及び助成金の活用、生涯現役促進地域連携事業、高齢者活躍人材確保育成事業の周知）【対策課】
- ・シルバー人材センター事業を推進（センターの指導等）する。【対策課】
- ・熊本県生涯現役促進地域連携協議会の総合相談窓口やセミナーなどの開催について周知等連携を図っていく。【対策課】
- ・高年齢労働者が安心して働き続けることができる安全な職場環境の実現に向けて、事業場及び各種災害防止団体及び事業者団体等に対し、高年齢労働者の身体特性に応じた安全衛生対策の実施や労働災害を防止するための安全衛生教育の実施を促し、「高年齢労働者の労働災害防止のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）や「エイジアクション 100」の周知を行うとともに、60 歳以上の高年齢労働者の安全対策等に要する費用を補助するエイジフレンドリー補助金の活用を図る。【健康安全課】

≪ 県・県教委が実施する業務 ≫

- ・熊本県生涯現役促進地域連携協議会は、熊本労働局、熊本県高齢者無料職業紹介所との連携を更に強化し、総合相談窓口による相談対応、高齢者就労に関するセミナー等を協力して実施し、高齢者の就職を促進する。【高齢者支援課】
- ・熊本県生涯現役促進地域連携協議会は、高齢者無料職業紹介所と連携して、WEBサイト等を活用した広報、高齢者のニーズにあった求人開拓のための企業訪問等を行う。

【高齢者支援課】

- ・年齢に関係なく活躍できる社会を実現するために、九州・山口各県の共同で設置した「九州・山口生涯現役社会推進協議会」において、各県との連携事業（推進大会の開催、国への提言・要望活動等）に取り組み、70 歳現役社会への気運の醸成及び理解促進を図る。

【労働雇用創生課】

- ・（公社）熊本県シルバー人材センター連合会の運営を支援する。【労働雇用創生課】
- ・平成30年度に行った高年齢者雇用安定法第39条に基づく地域及び業種等の指定に基づき、シルバー人材センター業務の就業時間拡大を活用した派遣業務等の促進を図る。
【労働雇用創生課】
- ・経営者等を対象に、生涯現役社会の実現に向けた意識醸成のためのセミナーを実施する。
【労働雇用創生課】

(4) 障がい者等の就労支援

県、県教委と労働局は、関係機関とも、連携・協力して障がい者等の就労支援を行う。

≪労働局が実施する業務≫

- ・障害者雇用率未達成企業に対する法定雇用率達成指導を行う。【対策課】
- ・障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等地域の関係機関や特別支援学校との連携による就労支援を強化する。【対策課】
- ・精神障害、発達障害等障害特性に応じた専門支援員（精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター）による個別支援等を行う。【対策課】
- ・トライアル雇用、各種助成金等を活用した支援を行う。【対策課】
- ・障害者等の各種データや資料を提供する。【対策課】
- ・くまもと新卒応援ハローワークやハローワークにおける新卒者等に対する就職支援、就職後の職場定着支援（就職支援ナビゲーター活用）を行う。【訓練課】
- ・障害者就職面接（相談）会を実施する。【対策課】
- ・障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小事業主を認定する。【対策課】

≪県・県教委が実施する業務≫

- ・県内6カ所に設置している障害者就業・生活支援センターにおいて、生活に関する相談支援を行う。【労働雇用創生課】
- ・障がい者の雇用の促進と職業の安定に資するため、障がい者雇用優良事業所及び優秀勤労障がい者に対し知事表彰を行う。【労働雇用創生課】
- ・就労移行支援事業所等がサービスを提供した場合に市町村から支給される訓練等給付費の一部負担や事業所職員が受講する各種研修の実施により、事業所運営の支援を行う。
【障がい者支援課】
- ・特別支援学校キャリアサポーターと関係機関が連携し、新規特別支援学校高等部卒業者について求人開拓や就労後の定着指導を行う。【特別支援教育課】
- ・県レベルの就労支援ネットワーク会議を設置し、関係機関と連携した取組を検討すると共に、各地域における学校と関係機関とのネットワークエリア会議を設置し、就労支援の充実を図る。【特別支援教育課】
- ・技能検定の実施等を通して、生徒の働く意欲向上を図るとともに、企業等への特別支援学校生徒の理解啓発を図る。【特別支援教育課】

【目 標】

- ◇ (労働局) 障害者の就職件数：前年度実績以上
- ◇ (労働局) 障害者就職面接（相談）会の開催件数：2回/年

(5) 難病患者・がん患者等の就労支援

県と労働局は、就労支援ネットワーク会議等を通じて相互の連携を深めて難病患者・がん患者等の就労支援を行う。

《労働局が実施する業務》

- ・難病患者就職サポーター（ハローワーク熊本）による就労支援を実施する。【対策課】
- ・各種助成金等の支援策を活用した就労支援を行う。【対策課】
- ・がん診療連携拠点病院等の関係機関と連携したがん患者等の長期にわたる治療等が必要な疾患を持つ者に対する就労支援を行う。【安定課】
- ・熊本県長期療養者就職支援担当者連絡協議会を開催する。【安定課】
- ・がん患者等の長期療養者に対する就職支援事業の周知徹底を図るため、ポスター・リーフレット等を作成や情報誌等への掲載を行う。【安定課】
- ・事業主・人事担当者・医療関係者・患者団体等に向けた治療と仕事の両立支援についてのセミナーや講演会等を実施する。【健康安全課】
- ・県内各種機関・団体による「熊本県地域両立支援推進チーム」を設置し、チームの構成員による「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知とガイドラインに基づく各事業場の体制整備や制度導入のための相談支援を行う。

【健康安全課】

《県・県教委が実施する業務》

- ・熊本県難病患者就労支援ネットワーク会議を開催し、関係機関の連携体制の構築、情報共有を図り、難病患者の就労支援を実施する。【健康づくり推進課】
- ・熊本県難病相談・支援センターにおいて就労相談支援を実施する。【健康づくり推進課】
- ・がん患者の就労支援に係る取組の実態調査や課題整理を行い、必要に応じてネットワーク会議を開催する。【健康づくり推進課】
- ・ネットワーク会議の構成団体によるがん患者等の就労支援の内容を取り入れた研修会・講演会等の実施を支援する。【健康づくり推進課】
- ・がん患者の就労支援に関するリーフレットを作成し対象者に配布する。

【健康づくり推進課】

(6) 生活困窮者等の就労支援

県と労働局は、熊本県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会等を開催し、事業実施計画の策定等連携を促進するなど、生活保護受給者等の生活困窮者等に対する一体的な就労支援を行う。

《労働局が実施する業務》

- ・支援対象者に適合した求人情報の提供、職業紹介、職業訓練のあっせん、求人開拓、担当制

による支援等のチーム支援を適切に実施し、必要に応じて就労後のフォローアップを実施する。【訓練課】

- ・ハローワークに就職支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を実施（生活保護受給者等就労自立促進事業）する。【訓練課】
- ・県の要請に基づき巡回相談等を行う。【訓練課】
- ・特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）を活用した就労支援を行う。【訓練課】

《県・県教委が実施する業務》

- ・福祉事務所に配置した就労支援員及び自立相談支援機関を積極的に活用し、生活保護受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援による支援を受けている生活困窮者等の支援対象者の状況を総合的に把握し、ハローワークへの適切な誘導、就労意欲の喚起、その他必要な支援等を行う。【社会福祉課】
- ・福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、生活保護受給者等就労自立促進事業の対象者（児童扶養手当受給者）に対し個別に自立支援プログラムを策定・実施することにより自立促進を図る「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を実施する。【子ども家庭福祉課】

【目 標】

◇（労働局）生活保護受給者等の就職率：64.6%

3 誘致企業等県内事業主の人材確保支援

(1) 誘致企業の人材確保等に対する一体的な支援

県と労働局は、企業誘致情報、労働市場情報等を共有し、県が実施する企業誘致の推進に連携・協力して取り組むとともに、進出企業に対して雇用関係助成金制度の活用など各種施策により、進出企業の人材確保等を支援する。

《労働局が実施する業務》

- ・誘致企業へのハローワークからの直接的支援（誘致時の求職者情報を活用した一体的プレゼン、誘致後のマッチング支援）を行う。【安定課】
- ・進出（予定）企業への雇用統計等（職業別求人・求職状況、職業別求人・求職（希望）賃金、産業別求人賃金など）の情報を提供する。【安定課】
- ・雇用管理指導援助業務（定着支援、求人開拓など）を推進する。【安定課】
- ・求人・求職者情報のオンライン提供を推進する。【安定課】
- ・進出企業へ『企業版ふるさと納税』と連携した地域雇用開発助成金の周知・利用促進を図る。【対策課】

《県・県教委が実施する業務》

- ・既立地企業の人事担当者と高校等の就職担当者の情報交換会を実施する。【企業立地課】

(2) 県内企業・事業主における人材確保・職場定着に向けた支援

県と労働局は、連携・協力して、人材確保に係るマッチング支援や雇用関係助成制度の活用など各種施策により、県内企業・事業主における人材確保や職場定着を支援する。

《労働局が実施する業務》

- ・雇用関係助成金（就職困難者を雇い入れた場合の助成金、非正規雇用の労働者を支援する特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）、キャリアアップ助成金、トライアル雇用助成金等）の活用により雇用を支援する。【対策課】
- ・人材確保・職場定着促進に向けた事業主啓発セミナーを実施する。【安定課】
- ・熊本県が令和3年度から3年間採択されている、厚生労働省補助事業『地域活性化雇用創造プロジェクト』にかかる事業実施への協力、及び地域雇用開発助成金（参加事業主等への特例）の周知・利用促進を図る。【対策課】

《県・県教委が実施する業務》

- ・県内外の若者やその保護者等に対し、ブライト企業をはじめとした魅力ある県内企業の情報発信や企業説明会を開催するとともに、就職活動の第一歩であるインターンシップへの参加機会を創出することで、若者と県内企業の適切なマッチングを図る。【労働雇用創生課】
- ・人手不足に悩む県内中小企業に対し、無料で専門家を派遣し、伴奏型支援を行うことにより、企業の採用力向上を図る。【労働雇用創生課】
- ・九州各県で運営する企業と留学生向けのマッチングサイトの利用促進を図ることで、県内中小企業等の海外展開の促進と優秀な人材確保を支援する。【労働雇用創生課】

4 新規学卒者等の県内就職の促進

(1) 新規学卒者等の県内就職促進

県、県教委と労働局は、関係機関や経済団体等とも連携・協力して、県内就職推進のための連絡会議の開催、情報の共有・活用、学生や保護者への働きかけや企業見学会、インターンシップ、就職面接会の開催などの取組により、新規学卒者等の県内就職の促進を充実・強化する。

《労働局が実施する業務》

- ・くまもと新卒応援ハローワークやハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、新卒者等に対する就職支援、就職後の職場定着支援を行う。【訓練課】
- ・くまもと新卒応援ハローワークに「新卒者内定取消等特別相談窓口」を設置し、内定取消しや入職時期繰下げ等を受けた学生等に対してきめ細かな支援を行う。
また、くまもと新卒応援ハローワーク以外のハローワークにおいても同様の支援を行うこととする。【訓練課】
- ・経済団体へ令和6年3月新規高等学校卒業予定者対象求人の早期提出及び若者がいきいきと働くための職場環境の整備に係る要請を行う。【訓練課】
- ・企業と高校の担当者間で求める人材や企業の特徴等について情報共有を行い、適切なマッ

チングに繋がるよう情報交換会を開催する。【訓練課】

- ・県内高校生に地元で働く魅力や地元企業を知ってもらうために企業説明会を開催する。

【訓練課】

- ・県内学生・生徒に対して職業講話を通じて、地元企業をアピールするとともに労働局ホームページ上に開設した地元就職応援サイトにより県内企業の魅力や仕事情報を発信する。

【訓練課】

- ・県内各地域のハローワーク、県立高校・特別支援学校、熊本県地域無料就労相談窓口（ジョブカフェ・ブランチ）と地域の経済団体による新規高卒者等の県内就職促進のための連絡会議に参画する。【訓練課】

- ・若者雇用促進法による就職促進（より詳細な職場情報の提供、ユースエール認定企業の確保）を図る。【安定課・訓練課】

- ・就職面接会（高校生のための就職フェア）を実施する。【訓練課】

《県・県教委が実施する業務》

- ・県立高校及び特別支援学校にキャリアサポーター、県立の工業関係高校全てにしごとコーディネーターを配置し、ハローワークやジョブカフェ等の関係機関と連携した上で求人開拓や就職相談、卒業者への定着指導や再就職助言を実施することにより、高卒者等の県内就職を促進し、早期離職を防止する。【高校教育課、特別支援教育課】

- ・「熊本を支える産業人材育成事業」により、保護者の県内企業理解促進のためのバスツアーや、学校近隣では専門的な学びを深めることができない専門高校生のためのインターンシップを実施する。【高校教育課】

- ・県内の各地域のハローワーク、県立高校・特別支援学校、熊本県地域無料就労相談窓口（ジョブカフェ・ブランチ）と地域の経済団体等が参加する連絡会議を開催し、関係情報を交換・共有した上で連携して新規高卒者等の県内就職の促進や早期離職の防止に取り組む。

【高校教育課、特別支援教育課、労働雇用創生課】

- ・ブライ企業ガイドブックや YouTube チャンネル「熊本ブライ企業 PLUS チャンネル」、SNS等を通じて県内企業の魅力を情報発信する。また、企業説明会を開催するとともに、就職活動の第一歩であるインターンシップへの参加機会を創出することで、若者と県内企業の適切なマッチングを図る。【労働雇用創生課】

- ・引き続き、「ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度」に参加する企業及び登録を希望する学生等を募集し（2023～2025年度就職者を対象）、県内企業等と連携して若者の県内就職を後押しする。【商工政策課】

- ・企業誘致担当課が県立工業高校等に出向き、県内に立地する自動車、半導体、食品関連等の企業を紹介し、県内企業への就職を促す。【企業立地課】

【目 標】

- ◇（労働局）就職支援ナビゲーターによる正社員就職件数：3,651件／年
- ◇（県・県教委）新規学卒就職者（県内高等学校）の県内就職率：65.0%（R5）
- ◇（県）ブライ企業に就職した新卒学生数：3,600人/4年（R2～R5）

(2) 若年無業者等の県内就職促進・職場定着支援

県、県教委と労働局は、関係機関とも連携・協力して、若年無業者等の県内就職促進や職場定着を支援する。

《労働局が実施する業務》

- ・県内3地域（熊本地域、玉名地域、八代地域）の若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）とハローワークの連携により就職等を支援する。【訓練課】
- ・熊本県サポステネットワーク会議（事務局：くまもとサポステ）への運営支援を行い、サポステと関係機関の連携を促進する。【訓練課】

《県・県教委が実施する業務》

- ・若年無業者を対象とした相談窓口「サポステ」を通じて、臨床心理士によるカウンセリングや各種セミナーを開催する。また、対象年齢を40代まで引き上げることで就職氷河期世代の職業的自立支援等を行う。【労働雇用創生課】
- ・熊本県サポステネットワーク会議（事務局：くまもとサポステ）への運営支援を行い、サポステと関係機関の連携を促進する。【労働雇用創生課】
- ・キャリアサポーター、しごとコーディネーター及び特別支援学校キャリアサポーターが、サポステやハローワーク等の関係機関と連携した上で卒業生への定着指導や再就職助言を実施する。【高校教育課、特別支援教育課】

【目標】

◇（労働局）サポステ利用の就職等*件数：270件/年

*①雇用保険被保険者の資格を取得し得る就職

②週の所定労働時間が週20時間未満の就職であって雇用保険被保険者の資格を取得し得る就職に向けた支援が継続する者

③公的職業訓練の受講

5 県外在住者のUIJターン就職の促進

県、県教委と労働局は、UIJターン就職・移住の推進に連携・協力して取り組むとともに、県外学生及びその保護者への働きかけ等について連携・協力し、県外在住者のUIJターン就職・移住の促進を充実・強化する。

《労働局が実施する業務》

- ・全国ネットワークの強みを生かして、県が運営する「熊本県UIJターン就職支援センター（東京・大阪・福岡・熊本に窓口）」及び「くまもと移住定住支援センター（東京・大阪・福岡・熊本に窓口）」の周知を図る。【安定課】
- ・都市圏において実施される就職面接会などへの支援や移住相談会、移住就職相談会などの情報発信に協力する。【安定課】
- ・全国ネットワークであるハローワークの強みを生かして職業相談・紹介を行うとともに、地方での求職活動に役立つ情報が充実しているハローワークの「地方就職支援コーナー（ハローワーク飯田橋の交通会館分室、ハローワークプラザ難波に設置）」の活用を勧める。【安

定課】

- ・雇用保険の移転費の積極的活用、現地職業相談・紹介など移住元ハローワークと連携した支援、地元求人情報の提供など移住定住者の就職支援を行う。【安定課】
- ・ハローワークに登録された情報を元に、県内出身の県外大学等へ進学した学生の保護者への就職関連のイベントなどの情報を提供する。【安定課】

《県・県教委が実施する業務》

- ・「熊本県U I J ターン就職支援センター」による、企業情報の提供や、相談対応とともに、マッチングサイトの運営や、東京、大阪、福岡でのイベント開催等により熊本の企業とU I J ターン就職希望者とのマッチングを支援する。【商工政策課】
- ・引き続き、「ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度」に参加する企業及び登録を希望する学生等を募集し（2023～2025年度就職者を対象）、県内企業等と連携して若者の県内就職を後押しする。【商工政策課】
- ・東京、大阪、福岡、熊本県庁内に、暮らし情報等を一括して提供する窓口を設置し、専任の相談員を配置する。【地域振興課】
- ・移住相談会の開催や他団体主催の移住フェアへ出展する。【地域振興課】
- ・移住定住受入市町村に対して研修を実施する。【地域振興課】
- ・移住定住ホームページでの情報発信、広報PR、移住冊子作成等により移住定住関係情報を広く発信する。【地域振興課】
- ・東京圏からの移住者がマッチングサイトに掲載された企業等に就職する場合に、市町村と連携して、移住支援金を支給する。【地域振興課】
- ・キャリアサポーター及びしごとコーディネーターにより、高卒者に対して県内就職関係情報を提供するとともに、U I J ターン就職者に対して定着指導や再就職助言を実施する。【高校教育課】

【目 標】

- ◇（県）熊本県U I J ターン就職支援センター登録者におけるU I J ターン就職者数：
400人/4年（R2～R5）
- ◇（県）県外からの移住者数：10,000人/4年（R2～R5）

6 県の産業施策と連携した産業人材の育成・確保、職場定着支援

(1) 地域・社会や企業のニーズに応じた産業人材の育成・確保

県と労働局は、熊本県地域職業能力開発促進協議会等を通じて、職業訓練のニーズや労働情報を共有し、求職者等の効果的な職業能力開発の促進により、地域・社会や企業ニーズに応じた産業人材の育成・確保を図る。

《労働局が実施する業務》

- ・地域、産業、職業、年齢、資格別等の雇用関係統計データを提供する。【安定課】
- ・公共職業訓練、求職者支援訓練を通じた求職者の能力開発等、訓練修了者への就職支援を行う。【訓練課】

- ・訓練ニーズ及び労働市場情報の共有化による公的職業訓練コースの総合的な設定を行う。

【訓練課】

- ・公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」及びロゴマーク（愛称「ハロトレくん」）について周知・広報に努め、公的職業訓練の認知度向上及びさらなる活用促進を図る。【訓練課】
- ・人材開発支援助成金（人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース等）の活用を通じた企業における労働者の職業能力開発への支援を行う。【対策課】

《県・県教委が実施する業務》

- ・県立高等技術専門校及び県立技術短期大学校において、主に新規学卒者を対象として、職業に必要な技能や知識を習得するための職業訓練を実施する。【労働雇用創生課】
- ・県立高等技術専門校において、離職者を対象に民間教育訓練機関等を活用した3か月～2年の職業訓練を実施する。また、就労経験が少ない者の安定的就労への移行や就労後の職場への定着を目的に座学と企業実習を組み合わせた4か月の職業訓練を実施する。

【労働雇用創生課】

- ・県立高等技術専門校及び県立技術短期大学校において、在職者を対象としてその有する技能の程度に応じて職業に必要な技能と知識を習得するための職業訓練を実施する。

【労働雇用創生課】

- ・事業主等が、知事の認定を受けて在職者向けの職業訓練（認定職業訓練）を実施する場合の運営費等について助成する【労働雇用創生課】
- ・県職業能力開発協会とともに、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する技能検定（国家検定）を実施する。【労働雇用創生課】

【目 標】

- ◇（労働局）公的職業訓練の修了後3か月後の就職件数：1,448件

(2) 人手不足が深刻になっている産業・分野における人材育成・確保

県と労働局は、各種人材確保推進協議会等を通じ、支援策の情報を共有し、連携・協力して施策を実施することにより、人手不足が深刻になっている分野における人材の育成・確保を図る。

《労働局が実施する業務》

- ・ハローワーク熊本に設置する「人材確保対策コーナー」を中心に人手不足分野等の事業主に対する人材確保支援、雇用管理支援を行う。【安定課】
- ・人手不足分野等の各種イベント開催におけるブース設置等の協力を行う。【安定課】
- ・医療・福祉、建設、警備、運輸分野の事業主団体等との情報共有や人材確保に係る連携事項を協議することを目的として、「熊本県人材確保対策推進協議会」を開催する。【安定課】
- ・「熊本県福祉人材確保推進協議会」の開催及び「熊本県介護人材確保対策推進協議会」への参画等による介護人材確保に係る課題や取組についての情報共有や連携、その他広報や啓発活動に協力する。【安定課】
- ・福祉・介護分野の求人・求職情報を提供する。【安定課】

- ・就職面接会等における連携強化を図る。【安定課】
- ・半導体関連の県内進出に伴う、半導体関連求人情報の作成及び面接会等の連携強化を図る。

【安定課】

- ・農業法人等の雇用に関する情報を提供する。【対策課】
- ・人材開発支援助成金（人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース等）を活用した人材育成支援を行う。【対策課】
- ・公益社団法人熊本県看護協会と連携して看護師の就職支援及び雇用管理改善を行う。

【安定課】

- ・ナースセンター・ハローワーク連携事業により看護師等の就職支援を強化する。【安定課】
- ・保育士マッチングプロジェクトによる保育士の就職支援及び雇用管理指導を行う。【安定課】
- ・委託事業「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業」を通して雇用管理改善を促進する。【安定課】
- ・人手不足分野等を中心とした事業所説明会、就職面接会等を実施する。【安定課】
- ・人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））を活用し、就職促進を図る。【対策課】

≪県・県教委が実施する業務≫

- ・職場体験や技能体験を通じて、高校生の技能職への入職を促すとともに、技能向上や人材育成に取り組む技能団体の支援を行う。【労働雇用創生課】
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇・雇止めを余儀なくされた失業者等の再就職を支援するため、委託業者（人材派遣会社）において失業者等を雇用し、就業に必要な研修を実施後、県内の人材不足企業等へ派遣し、知識・技術を習得することで、派遣先企業への就職促進を図る。【労働雇用創生課】
- ・人手不足に悩む県内中小企業に対し、無料で専門家を派遣し、伴奏型支援を行うことにより、企業の採用力向上を図る。【労働雇用創生課】
- ・出向・副業・兼業に係る県内企業の機運醸成及びマッチング支援を行うことにより、「解雇なき労働移動」の実現による雇用の維持や人手不足分野における人材の確保を図る。【労働雇用創生課】
- ・各団体等との情報共有や、連携した取り組みを行うための意見交換の場として、熊本県介護人材確保対策推進協議会を開催する。【高齢者支援課】
- ・介護の魅力をPRするWeb配信やイベントの開催により、県民の介護職への理解促進を図る。

【高齢者支援課】

- ・関係団体等が現任介護職員を対象として定着支援等を目的に実施する、職員の経験年数や役割に応じた研修や、施設の種類や業種を跨いだ横断的な研修など各種研修への助成を実施する。【高齢者支援課】
- ・事業者団体等への補助を行うことにより、介護施設で周辺の業務に従事する介護アシスタント（介護助手）の育成を強化し、介護福祉士等が専門的な業務に専念できる環境を築き、介護現場の担い手確保、負担軽減につなげる。【高齢者支援課】
- ・福祉高校生が、介護福祉士国家試験受験資格及び介護職員初任者研修終了資格を習得する際に要する経費に対して助成することで、福祉高校の定員充足率の向上や地域における福

祉・介護人材の確保を図る。【高齢者支援課】

- ・合同面接会の開催等により福祉施設への就職を促進するとともに、キャリア支援専門員による就職後の相談対応により職場定着を支援していく。【高齢者支援課】
- ・求職者や求人事業者向けの講習会や、離職者等に対する再就職のフォローアップにより、新規参入促進や有資格者等の呼び戻しを図る。【高齢者支援課】
- ・学生向け出前講座、学生や一般の希望者等による福祉施設職場体験を開催し、福祉職のイメージアップを図る。【高齢者支援課】
- ・社会福祉士及び介護福祉士養成施設に通う学生への修学資金の貸付、離職した介護福祉士等への再就職準備金の貸付等を行い、福祉・介護人材の確保を図る。【高齢者支援課】
- ・地域において必要な医療提供体制を支える医師の確保を図るため、医学生を対象とする修学資金の貸与や自治医科大学卒業医師の派遣及び女性医師及び子育て医師の就労継続支援・復職支援などを実施する。【医療政策課】
- ・ナースセンターによる就業相談対応や、看護学生に対する修学資金の貸与により、県内就業を促進する。【医療政策課】
- ・保育士養成施設に通う学生への修学資金の貸付、潜在保育士に対する就職準備金の貸付等を行うことにより、保育人材の確保を図る。【子ども未来課】
- ・保育士再就職支援コーディネーターを熊本県社会福祉協議会に配置し、就職先の提案や求職者と雇用者のニーズ調整を行う。【子ども未来課】
- ・保育士養成施設の学生を対象とした就職説明会等を実施する。【子ども未来課】
- ・高校生向けの取組みとして、県内建設関連企業説明会、産業ガイダンス、工業高校オープンキャンパスの支援を実施する。小中学生向けの取組みとして、建設関連広報を行い、建設産業の役割や魅力を発信する。【監理課】
- ・高校生の資格取得の支援、建設関連団体による学生・教師向け現場見学会、高校生向け現場実習や小中学生向け出前授業への支援、企業等による技術者等の資格取得への助成、企業等による働き方改革を推進する取組みへの助成により建設産業若手技術者等の育成を支援する。

【監理課】

- ・若年者を雇用し認定職業訓練を実施する企業への賃金助成により建設産業若手技能者の雇用を促進する。【監理課】
- ・建設産業で働く女性のネットワークづくりや働きやすい職場環境づくりの取組みへの助成により、建設産業における女性の更なる活躍・入職促進を支援する。【監理課】

【目 標】

- ◇（労働局）人材不足分野（介護・看護・保育・建設・運輸・警備）の就職件数：
（参考値）6,629 件/年
- ◇（県）看護職員数：36,900 人(R5 年度)
- ◇（県）新卒（中学・高校）者の建設業就業者数：180 人/年

(3) 障がい者の職業能力開発、マッチング及び職場定着支援

県、県教委と労働局は、連携・協力して職業適応訓練や各種助成制度の活用、職場定着の指導などにより、障がい者の職業能力開発やマッチング、職場定着を支援する。

《労働局が実施する業務》

- ・精神障害、発達障害等障害特性に応じた専門支援員（精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター）による個別支援等を行う。【対策課】
- ・トライアル雇用、各種助成金等の支援策を活用した就労及び職場定着支援を行う。【対策課】
- ・新規学卒障害者就職面接会を実施し、就職支援を行う。【対策課】

《県・県教委が実施する業務》

- ・県立高等技術専門校において、知的障がい者を対象とした施設内訓練や、身体障がい者等を対象とした民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施する。【労働雇用創生課】
- ・県内6カ所に設置している障害者就業・生活支援センターにおいて、生活に関する相談支援を行う。【労働雇用創生課】
- ・特別支援学校キャリアサポーターと関係機関が連携し、新規特別支援学校高等部卒業者に ついて求人開拓や就労後の定着指導を行う。【特別支援教育課】

【目 標】

- ◇（労働局）障害者の就職件数：前年度実績以上

(4) 県内企業との連携等も含めたキャリア教育の推進

県、県教委と労働局は、県内企業等とも連携・協力して、公立小中学校・県立高校等におけるキャリア教育を推進する。

《労働局が実施する業務》

- ・県内学生への地元企業のPR（職業講話を通じたアピールなど）を行う。【訓練課】
- ・職業講話、職場見学、就職ガイダンス、就職準備講習、高校内企業説明会、地元企業説明会、進路指導担当教諭と企業の情報交換会など職業意識形成支援事業を実施する。【訓練課】

《県・県教委が実施する業務》

- ・県立高校全校を対象として受入事業所等との連携により生徒の就業体験（インターンシップ）を実施する。【高校教育課】
- ・県立高校全校を対象としてキャリア教育の推進を図るため進路指導連絡協議会を開催する。【高校教育課】
- ・清掃関連企業等と連携した清掃技能に係る検定を実施し、生徒の働く意欲の醸成を図る。【特別支援教育課】
- ・企業等の方を外部専門家として授業に招き、生徒の職業教育の充実に努める。【特別支援教育課】
- ・キャリア教育を推進するための実践的指導力の向上を図るため、各教育事務所担当指導主事を対象に、キャリア教育担当指導主事研修会を開催する。【義務教育課】

- ・各教育事務所管内におけるキャリア教育の推進のため、教育事務所等ごとに「小中学校キャリア教育研修会」を実施する。【義務教育課】

【目 標】

◇（県教委）（インターンシップを体験した県立高校生（全日制）の割合）：

R5 年度（2023 年度）末までに 80.0%を目指す。

7 誰もが働きやすい労働環境の整備

(1) 働き方改革の推進などによる誰もが働きやすい労働環境の整備

県と労働局は、労使団体等とも連携・協力して、ワーク・ライフ・バランスの実現などの働き方改革の推進や、労使間紛争の解決・未然防止などの取組により、誰もが働きやすい労働環境の整備を強力に推進する。

《労働局が実施する業務》

- ・労働施策総合推進法第 10 条の 3 に基づく協議会と位置づけた「働き方改革推進熊本地方協議会」の開催により、中小企業等における働き方改革が円滑に進むよう、地域の中小企業・小規模事業者の状況や、働き方改革関連法の内容、中小企業・小規模事業者への支援策等について共有を図るとともに、構成団体と協力し、すべての労働者が活躍できる多様な働き方の実現・定着、非正規雇用労働者の正規社員の転換・待遇改善等の普及促進に取り組む。
【雇用環境・均等室】（以下「雇均室」という。）
- ・「長時間労働の抑制」「年休取得促進」等について企業トップへの働きかけや労使団体への協力を要請し「ワーク・ライフ・バランス」の推進を図る。【雇均室】
- ・大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請け等中小事業者への「しわ寄せ」防止についての周知啓発を行う。【雇均室】【監督課】
- ・生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む企業に対し働き方・休み方改善コンサルタントによる相談・指導を行うとともに、厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」の周知、活用により好事例の情報発信を行う。【雇均室】
- ・労使間の個別紛争解決援助制度（あっせん等）の周知及び活用促進を図る。【雇均室】
- ・職場における障害者の虐待に係る通報等を受け労働関係法令違反が認められた場合、その是正改善を図る。【雇均室】【監督課】
- ・労働施策総合推進法に基づき事業主に義務付けられたパワーハラスメント防止措置、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に係るハラスメント防止措置の履行確保を図る。就活ハラスメント、カスタマーハラスメントなど各種ハラスメントについても防止措置に取り組むよう周知を図る。【雇均室】
- ・職場におけるハラスメント対策（セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に係るハラスメント、パワーハラスメント）について相談対応、紛争解決援助を実施し、個別労働紛争の早期の解決を促進する。【雇均室】
- ・働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金（テレワークコース）、業務改善助成金による支援。【雇均室】
- ・管内の労働基準監督署に設置している「労働時間相談・支援コーナー」において、引き続

き、相談者が求める労働基準法等の法制度の説明や具体的な改善策について説明を行う。

【監督課】

- ・中小企業等が労働時間に関する法制度等を理解した上で、長時間労働の抑制に取り組むことを促すため、引き続き、管内の労働基準監督署に編成している「労働時間相談・支援班」による説明会及び個別訪問を通じて、きめ細かな相談・支援等を実施する。【監督課】
- ・過労死等防止対策推進法の周知、啓発を行うとともに、厚生労働省が主催する過労死等防止対策推進シンポジウムの参加勧奨を行う。【監督課】

《県・県教委が実施する業務》

- ・ブライツ企業を認定することで、労働環境や処遇の向上を図るなど、従業員や求職者から見た企業の魅力づくりを促進する。また、その優れた取組みを広く周知することにより、県全体の労働環境や処遇の向上を図るとともに、若者の県内就職を促進する。

【労働雇用創生課】

- ・ワーク・ライフ・バランスを推進するキャンペーンや、企業による取組の好事例をホームページを使っての情報発信等によるワーク・ライフ・バランスの周知・啓発を重点的に実施する。【労働雇用創生課】
- ・働きやすい職場環境の整備及び雇用環境の改善、ワーク・ライフ・バランス等働き方の見直しなどに取り組もうとする中小企業に対して専門的な知識を有する講師を派遣し、労働者福祉の向上を図る。【労働雇用創生課】
- ・「くまジョブ」において労働相談を実施し、労使双方からの様々な労働相談に対応する。【労働雇用創生課】
- ・不当労働行為の審査や労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）、個別労働関係紛争のあっせんにより様々な労働問題を解決に導く。【労働委員会】

【目標】

- ◇（労働局）すべての労働者が活躍できる多様な働き方の実現・定着の普及促進に取り組む。
- ◇（県）ブライツ企業に就職した新卒学生数：3,600人/4年（R2～R5）

(2) 不本意非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善及び正社員就職の推進

県と労働局は、労使団体等とも連携・協力して、不本意非正規労働者の正社員転換や待遇改善及び正社員への就職を推進する。

《労働局が実施する業務》

- ・パートタイム労働者・有期雇用労働者の待遇改善、正社員転換を図るため、熊本働き方改革推進支援センターと連携し、パートタイム・有期雇用労働法（2020年4月施行（中小企業は2021年4月施行））の周知啓発・履行確保を図る。【雇均室】
- ・特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の活用促進を図る。【対策課】
- ・キャリアアップ助成金の活用促進を図る。【対策課】【雇均室】
- ・有期雇用契約労働者の無期転換ルールの周知に取り組むとともに、相談に対応し、事業主への啓発指導及び労使間の個別紛争解決援助を行う。【雇均室】

《県・県教委が実施する業務》

- ・高等技術専門校において職業訓練を行うとともに、ジョブカフェにおいて若年求職者への正社員求人情報の提供や就職相談等を実施する。【労働雇用創生課】
- ・「くまジョブ」において、賃金や労働時間等処遇等に関する労働相談に対応するとともに、キャリア・カウンセリングの機会を提供する。【労働雇用創生課】

【目標】

- ◇（労働局）非正規雇用労働者の正社員転換を促進する。
- ◇（労働局）ハローワーク等による正社員として就職に結び付いたフリーター等の割合：
（参考値）65.0%

(3) 女性の活躍推進に向けたキャリアアップや労働環境整備の支援

県と労働局は、連携・協力して女性労働者のキャリアアップや企業におけるポジティブ・アクションの推進を図り、女性の活躍推進に向けた労働環境の整備を支援する。

《労働局が実施する業務》

- ・男女雇用機会均等法の周知及び行政指導等による法の履行確保を図るとともに「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の改正内容について周知啓発を図る。

【雇均室】

- ・男性の育児休業取得の促進等を目的とした、改正育児・介護休業法の周知徹底及び履行確保を図る。【雇均室】
- ・男女とも育児休業等が取得しやすい職場環境の整備や不妊治療と仕事の両立について両立支援等助成金の活用により取組を促進する。【雇均室】
- ・女性活躍推進及び次世代育成支援のための行動計画の策定・届出・公表の推進を図るとともに、女性活躍推進法の改正による男女の賃金の差異に関する情報公表の着実な履行を図る。【雇均室】
- ・県と連携し、行動計画策定・届出が努力義務である企業の取組の推進を図るため、事業主行動計画策定・届出企業情報を共有する。【雇均室】
- ・女性活躍推進企業（えるぼし・プラチナえるぼし）認定、子育てサポート企業（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん）に併せて不妊治療と仕事との両立に取り組む企業を認定する「プラス」認定制度の普及促進を図る。【雇均室】
- ・「女性の活躍・両立支援総合サイト」等を事業主や学生等に周知・活用し、ポジティブ・アクション、両立支援に取り組む事業主への支援を行う。【雇均室】
- ・マザーズハローワーク及びマザーズコーナーにおける職業相談・職業紹介を行う。【安定課】
- ・マザーズハローワークにおける職業訓練受講者の支援の充実等のため、職業訓練に係る職業相談を実施する。【訓練課】

《県・県教委が実施する業務》

- ・「くまジョブ」において、女性労働者等からの労働相談に対応するとともに、キャリア・

カウンセリングの機会を提供する。【労働雇用創生課】

- ・人手不足に悩む県内企業に専門家を無料で派遣し、女性をはじめとした多様な人材の確保を前提とした就労環境の改善を支援する。【労働雇用創生課】
- ・企業等における女性の社会参画の加速化を推進するため、企業・団体等が自ら具体的目標を掲げ宣言する「女性の社会参画加速化宣言」を募集する。【男女参画・協働推進課】
- ・男女共同参画の機運の醸成等のために、男女共同参画に積極的に取り組む事業者を表彰し広く県民に周知する。【男女参画・協働推進課】

【目 標】

- ◇(労働局) マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率：(参考値) 95.1%
- ◇(県) 女性の社会参画加速化自主宣言または女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定を行った事業所・団体数：500 団体 (R7 年度までの 5 年間)

(4) 高齢者、障がい者及び外国人等の活躍促進に向けた労働環境整備の支援

県と労働局は、各種支援策の情報を共有し、連携・協力して制度等の理解促進のための周知・啓発や施設整備等への助成等の施策を実施することにより、高齢者、障がい者及び外国人等の活躍促進に向けた労働環境の整備を支援す

《労働局が実施する業務》

- ・高齢者の希望や能力に合う多様な就労形態を検討・推進するための情報の提供や連絡調整、協議を行う。【安定課・対策課】
- ・障害者法定雇用率の引き上げについて周知するとともに、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催により、精神・発達障害者の職場定着を図る。【対策課】
- ・シルバー人材センター事業を推進（センターの指導等）する。【対策課】
- ・熊本県生涯現役促進地域連携協議会の総合相談窓口やセミナーなどの開催について周知等連携を図っていく。【対策課】
- ・「生涯現役社会」の実現に向け 55 歳以上の高年齢求職者の支援を促進する。（生涯現役支援窓口での支援（概ね 60 歳以上を対象）、高年齢者雇用確保措置の指導、セミナーの実施、高年齢者雇用アドバイザーや 70 歳雇用推進プランナー制度及び助成金の活用、生涯現役促進地域連携事業及び高齢者活躍人材確保育成事業の周知）【対策課】
- ・障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等地域の関係機関や特別支援学校との連携による就労等支援を強化する。【対策課】
- ・障害の特性等に応じた労働環境の整備も含めた雇用主への啓発を実施する。【対策課】
- ・県内企業、障害者就業・生活支援センター等の関係機関を対象としたセミナー等において若年性認知症に関する周知を行う。【対策課】
- ・各種助成金等の支援策を活用した就労及び職場定着支援を行う。【対策課】
- ・がん診療連携拠点病院等の関係機関と連携した、がん患者等の長期にわたる治療等が必要な疾患を持つ者に対する就労支援を行う。【安定課】
- ・募集・採用に係る年齢制限禁止を取組んでいく。【安定課】
- ・企業向け雇用管理セミナーを開催し外国人労働者の適正な雇用管理を推進する。【対策課】

- ・外国人を雇用する事業主に対し、訪問等による適正な雇用管理改善のための指導・援助を行う。【対策課】
- ・ハローワークに来所した外国人求職者に対し、多言語コンタクトセンター、多言語翻訳機及び多言語翻訳した各種冊子等の活用により職業相談の充実を図る。【対策課】
- ・外国人労働者相談コーナーにおいて（熊本労働局労働基準部監督課、八代労働基準監督署）、外国語（中国語）による労働条件に関する相談に対応する。【監督課】
- ・技能実習生や特定技能の在留資格により就労する外国人材を雇用する事業場のうち、各種情報から労働基準関係法令違反が疑われる事業場に対して重点的に監督指導を実施するとともに、重大又は悪質な労働基準関係法令違反事案については、司法処分を含め厳正に対処する。【監督課】

《県・県教委が実施する業務》

- ・熊本県生涯現役促進地域連携協議会は、熊本労働局、熊本県高齢者無料職業紹介所との連携を更に強化し、総合相談窓口による相談対応、高齢者就労に関するセミナー等を協力して実施し、高齢者の就職を促進する。【高齢者支援課】
- ・年齢に関わりなく各人が活躍できる社会を実現するために、九州・山口各県の共同で設置した「九州・山口生涯現役社会推進協議会」を通じて高齢者雇用に係る優良企業表彰や優良事例集の作成等を行う。【労働雇用創生課】
- ・経営者等を対象に、生涯現役社会の実現に向けた意識醸成のためのセミナーを実施する。【労働雇用創生課】
- ・障がい者の雇用の促進と職業の安定に資するため、障がい者雇用優良事業所及び優秀勤労障がい者に対し知事表彰を行う。【労働雇用創生課】
- ・若年性認知症支援コーディネーターの活動などを通し、一般企業の保健・労務担当者における理解の促進を図る。【認知症対策・地域ケア推進課】
- ・若年性認知症支援コーディネーターが必要に応じて就労継続の調整や働きかけを行う。【認知症対策・地域ケア推進課】
- ・若年性認知症の方の介護を担う家族等の負担を軽減することによる介護離職の防止、若年性認知症の方の就労継続支援に向け、本人が安心して過ごすことができる居場所を拡大するために、就労移行施設、就労継続支援施設を含む介護事業所等における若年性認知症の方の受入促進を図る。【認知症対策・地域ケア推進課】
- ・熊本県難病患者就労支援ネットワーク会議を開催し、関係機関の連携体制の構築、情報共有を図り、難病患者の就労支援を実施する。【健康づくり推進課】
- ・熊本県難病相談・支援センターにおいて就労相談支援を実施する。【健康づくり推進課】
- ・がん患者の就労支援に係る取組の実態調査や課題整理を行い、必要に応じてネットワーク会議を開催する。【健康づくり推進課】
- ・ネットワーク会議の構成団体によるがん患者等の就労支援の内容を取り入れた研修会・講演会等の実施を支援する。【健康づくり推進課】
- ・労働局と連携し、外国人の適正な雇用管理及び技能実習制度の適正な運用を推進するためのセミナーを実施する。【労働雇用創生課】
- ・外国人材受入を希望する企業等の相談に対応する相談窓口を運営するとともに、外国人材受

入や制度周知に関するセミナーや企業と外国人材とのマッチング支援を実施する。

【労働雇用創生課】

8 コロナ禍における雇用機会の確保、雇用維持及び多様な働き方に向けた支援

県と労働局は、企業の雇用維持に向けた支援、失業者の雇用機会の確保及び多様な働き方に向け、連携・協力して支援する。

《労働局が実施する業務》

- ・熊本県在籍型出向等支援協議会を設置し、在籍型出向による雇用維持を支援する。

【安定課、対策課、訓練課】

- ・ハローワークに、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰で生活に困窮する方に対する住宅・生活、就労・職業訓練の相談支援をワンストップで行う「すまい・生活・しごと総合サポート（ハローワーク・ワンストップ窓口）」を設置し、住宅支援や食糧支援等必要な支援につなぐ体制を整える。【訓練課】
- ・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊娠中の女性労働者に有給休暇を取得させる事業主に対して助成金による支援を行う。【雇均室】
- ・新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話をを行う必要がある労働者に有給の休暇を取得させた事業主に対し助成金を支給する。

【雇均室】

- ・新型コロナウイルス感染症への対応として家族の介護をする労働者に有給の休暇を取得させた事業主に対して助成金を支給する。【雇均室】
- ・良質なテレワークの定着促進を図るため、「テレワークガイドライン」の周知啓発を行うとともに、助成金等の活用による支援を行う。【雇均室】

《県・県教委が実施する業務》

- ・出向・副業・兼業に係る県内企業の機運醸成及びマッチング支援を行うことにより、「解雇なき労働移動」の実現による雇用の維持や人手不足分野における人材の確保を図る。

【労働雇用創生課】

- ・人手不足に悩む県内中小企業に対し、無料で専門家を派遣し、伴奏型支援を行うことにより、企業の採用力向上を図る。【労働雇用創生課】
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇・雇止めを余儀なくされた失業者等の再就職を支援するため、委託業者（人材派遣会社）において失業者等を雇用し、就業に必要な研修を実施後、県内の人材不足企業等へ派遣し、知識・技術を習得することで、派遣先企業への就職促進を図る。【労働雇用創生課】
- ・県内のテレワーク導入促進に向けた体験会・セミナー開催等を行い、テレワーク推進体制強化を図る。【労働雇用創生課】
- ・県内企業のテレワーク導入促進に向けた先進事例提供、セミナー開催等を行いテレワーク推進体制強化を図る。【労働雇用創生課】
- ・就職氷河期世代で長期無業状態等にある方の社会的、職業的自立の促進を図るため、くまもと型就職氷河期世代活躍促進事業を実施する。【労働雇用創生課】